

令和3年1月13日

お客様各位

中ノ郷信用組合

緊急事態宣言発令にともなう訪問活動の自粛について

令和3年1月7日に新型コロナウイルス感染症の急拡大にともない政府より「緊急事態宣言」が発令されました。これを受け当組合では更なる感染の拡大を防止するため下記の通り営業担当者による訪問活動を自粛させていただきます。しばらくの間ご不便をお掛けいたしますがお客様のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

尚、下記の訪問活動自粛期間中も新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている事業者様に対する新型コロナウイルス対応融資の申し込みに関する資金繰り相談、既存借入の返済方法の条件変更等、融資業務については積極的な支援を行ってまいりますので是非ともご相談下さい。

尚、当組合では非対面で残高照会・振込等の金融サービスを提供できるインターネットバンキングもご用意しておりますのでこの機会に是非ご利用をご検討下さい。

記

- 1、お客様の安全を最優先に考え当組合営業担当者による訪問活動を自粛させていただきます。(但し、新型コロナ対応融資の相談等を含む融資業務にかかる訪問を除く)
- 2、訪問活動自粛により定期積金のご集金が遅れますが、後日訪問させていただきます。今般の新型コロナウイルスの影響による集金の遅れについては利息計算に反映いたしません。満期時には掛金とご契約通りのお利息をお支払いさせていただきます。
- 3、訪問活動の自粛期間は令和3年1月13日(水)から令和3年2月8日(月)までとさせていただきます。

本件に対する問い合わせ先 中ノ郷信用組合 営業推進部 電話番号 03(3622)7138 受付時間 平日9時から17時まで
--